

旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を行うので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第2項の規定により公表します。

令和6年3月26日

旭川市長 今津寛介

1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 令和6年度「こうほう旭川市民」配送準備業務

(2) 契約の概要

ア 業務内容

自治会で広報誌の配布を行っている地域等への配送に係る仕分け・梱包等の荷造り業務

イ 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

ウ 発注部局及び問合せ先

旭川市7条通9丁目 旭川市役所総合庁舎6階

旭川市総合政策部広報広聴課

電話 0166-25-5370

2 契約の相手方の選定基準

(1) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター等またはこれらに準ずる者であること。

(2) 旭川市内に拠点を有すること。

3 契約の相手方の決定方法

上記2により、公益社団法人旭川市シルバー人材センターから見積書を徴収し、その見積金額が予定価格内の場合、契約を締結する。